

山梨県立大学教育プログラム運営委員会規程

(令和6年4月1日制定 大学第6011号)

(趣旨)

第1条 公立大学法人山梨県立大学基本規則第28条の5第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(教育プログラム運営委員会)

第2条 本学に、次の各号に掲げる教育プログラムを運営するため、当該各号に掲げる教育プログラム運営委員会を置く。

- (1) 共通教育課程に係る教育プログラム 共通教育課程プログラム運営委員会
- (2) 教職課程に係る教育プログラム 教職課程プログラム運営委員会
- (3) ヒューマンサービスイノベーションコースに係る教育プログラム ヒューマンサービスイノベーションコースプログラム運営委員会

2 国際政策学部に、創発デザインコースに係る教育プログラムを運営するため、創発デザインコースプログラム運営委員会を置く。

(委員)

第3条 教育プログラム運営委員会の委員は、前条第1項第1号及び第2号の教育プログラム運営委員会にあつては全学部の専任教員のうちから、同項第3号の教育プログラム運営委員会にあつては人間福祉学部及び看護学部の専任教員のうちから、同条第2項の教育プログラム運営委員会にあつては国際政策学部の専任教員のうちから、学長が学部長の意見を聴いた上で選任する。

2 学長は、前項の規定によるほか、副学長、特任教員、職員又は外部有識者から委員を選任することができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の教務委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 教育プログラム運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事録は、委員長が保管する。

(報告)

第6条 委員長は、審議の経過及び結果について、教育改革推進室長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 教育プログラム運営委員会に関する庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育プログラム運営委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に共通教育課程プログラム運営委員会及び教職課程プログラム運営委員会の委員に就く者の任期については、同項中「2年」とあるのは「1年」とする。